

委託業務特記仕様書（舗裝修繕業務）

（目的及び業務内容）

第1条 本業務は、鳴門市内の点々としている舗裝修繕箇所を発注者からの修繕指示を受け、舗装工法の確認を受け作業を行うものとする。

（現場責任者）

- 第2条** 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面（様式1）をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。
- 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第3条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
 - 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。
 - 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。
また、専任を要しない請負工事（3500万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

（現場責任者に対する措置請求）

- 第3条** 発注者は、現場責任者又は受注者の使用者若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第4条** 本工事の施工にあたっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年3月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。
- また、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局建設施工企画課）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

（土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項）

- 第5条** 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年3月」に対する変更及び追加仕様事項は、別添のとおりとする。
- 徳島県土木工事共通仕様書1-1-15 現場代理人及び主任技術者等は適用しないものとする。
 - （産業廃棄物を自ら運搬する場合等の遵守等）**
受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守しなければならない。
 - （舗装版切断に伴い発生する排水の処理等）**
受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

受注者は、監督員の指示があったときは、直ちに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示しなければならない。

5 （県内認定工場の利用）

2-6-3 アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用する工事を施工する場合、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づく認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

6 （県内産資材の原則使用）

2-13-4 県内産資材の原則使用

1. 受注者は、建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。

2. 受注者は、請負金額が500万円以上の工事において、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

3. 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの）

- ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
- ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品

注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。

注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工製造した製品も県内産資材として取り扱う。

注3 徳島県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

7 （県内企業調達資材の優先使用）

2-13-5 県内企業調達資材の優先使用

受注者は、県内に主たる営業所を有する者から調達した資材（以下「県内企業調達資材」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。

なお、県内企業調達資材以外を使用する場合は、県内企業調達資材を使用しない理由を記載した文書により事前に監督員に提出しなければならない。

8 （県内産再生砕石の原則利用）

2-13-6 県内産再生砕石の原則利用

受注者は、再生砕石を使用する工事を施工する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。）で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

（再委託等の禁止）

第6条 主たる部分は舗装工事とし、第三者に請け負わせてはならない。

（交通誘導警備員等）

第7条 交通誘導警備員Aとは、警備業法（昭和47年法律第117号一部改正平成17年法律第87号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である。

2 交通誘導警備員Bとは、警備業法（昭和47年法律第117号一部改正平成17年法律第87号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備A以外の交通の誘導に従事するものである。

- 3 受注者は、交通誘導警備員を配置する業務にあたっては、「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一ヶ月ごとに監督員に1部提出するものとする。
なお、受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。
また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ監督員等の請求があるときには、これを掲示しなければならない。
- 4 交通整理の必要日数として40日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Aを合計40名（交代要員無し）、交通誘導警備員Bを合計40名（交代要員無し）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

（地下埋設物件の調査）

第8条 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合は、当該物件の位置、深さ等を調査し、工事着手前に監督員に報告しなければならない。

（作業指揮者の報告）

第9条 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

（機械の搬入、搬出）

第10条 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込み作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図等により行わなければならない。

また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

（輸送経路等の上空施設への接触事故防止）

第11条 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

（トラック(クレーン装置付)における上空施設への接触事故防止装置の使用）

第12条 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする。

（地下埋設物の確認）

第13条 受注者は、地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、地下埋設物の管理者等が保管する台帳等に基づいて、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

（排出ガス未対策型建設機械の使用）

第14条 受注者は、設計金額が2億円未満の工事を施工する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用できないときは、その内容を記載した「排出ガス対策型建設機械の使用原則化に伴う設計変更調査表」により事前に監督員と協議を行い、排出ガス対策を講じなければならない建設機械（以下「未対策建設機械」という。）を使用することができる。

未対策型建設機械を1台でも使用した場合に発注者は、施工機械を機種単位で判断し、当該建設機械の機種についてすべて未対策型建設機械として設計変更を行うものとする。

(輸送経路の報告)

第15条 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害防止を図らなければならない。特に輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

(不正軽油の使用禁止)

第16条 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を燃料として使用してはならない。

2 受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

(暴力団等による不当介入の排除)

第17条 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等から工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（2項に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請負工事の施工に関して下請負人が暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。

3 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

4 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、受注者は、約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

(その他)

第18条 履行完了時に工事实績において、精算を行うこととする。

徳島県東部県土整備局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。